



令和3年12月24日

市政記者各位

市民局コミュニティ推進課

**「福岡市共創による地域コミュニティ活性化条例（仮称）」
に規定する事項（案）について市民意見を募集します**

標記について、添付資料のとおり本日からパブリック・コメント手続（市民意見募集）を実施いたしますので、お知らせします。

<担 当>

市民局 コミュニティ推進課

小林、小田

電話：711-4053（内線1710）

「福岡市共創による地域コミュニティ活性化条例(仮称)」に規定する事項(案)への意見を募集します。

福岡市では、「福岡市共創による地域コミュニティ活性化条例(仮称)」の制定に向けて検討を進めており、このたび、この条例に規定する事項(案)をとりまとめました。

つきましては、この条例に規定する事項(案)について、市民の皆様のご意見を募集いたします。

1 意見募集の期間

令和3年12月24日(金曜日)から令和4年1月21日(金曜日)まで ※必着

2 意見募集の対象

「福岡市共創による地域コミュニティ活性化条例(仮称)」に規定する事項(案)

⇒ 別紙1の4～5ページに記載

3 資料の閲覧・配布場所

資料は市ホームページに掲載するほか、以下の場所でも閲覧・配付します。
情報プラザ(市役所1階)、情報公開室(同2階)、各区役所情報コーナー、早良区入部出張所、西区西部出張所、各区地域支援課、市民局コミュニティ推進課(市役所7階)

※情報プラザのみ土日祝(午前9時～午後8時まで)もご利用できます。

情報プラザの休館日：12月29日から1月3日

4 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、窓口への持参のいずれかにより、必ず氏名と住所を明記のうえ、提出してください。(氏名、住所の記載のないものは受付できません)

提出様式は自由ですが、意見提出用紙(別紙2)を添付していますので、ご利用ください。

ご意見は、「〇ページの〇番について」など、案のどの部分に対しての意見であるかをご記入ください。

なお、電話や口頭によるご意見は受付できませんので、ご了承ください。

5 意見の提出先

- 郵送の場合：〒810-8620（住所不要）
福岡市市民局コミュニティ推進課 意見募集担当 宛
- ファクシミリ：092-733-5595（意見募集担当宛）
- 電子メール：community.CAB@city.fukuoka.lg.jp
※タイトルに「パブコメ」と表記してください。
- 窓口への持参：情報プラザ（市役所1階）、情報公開室（同2階）、
各区役所情報コーナー、早良区入部出張所、西区西部出張所、
各区地域支援課、市民局コミュニティ推進課（市役所7階）

6 その他

お寄せいただいたご意見については、氏名・住所等の個人情報を除き、ご意見の概要及び市の考え方を公表することとし、**個別には回答いたしません**ので、あらかじめご了承ください。

なお、個人情報については、福岡市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。

7 問い合わせ先

福岡市 市民局 コミュニティ推進課
電話：092-711-4286、ファクシミリ：092-733-5595
電子メール：community.CAB@city.fukuoka.lg.jp

「福岡市共創による地域コミュニティ活性化条例（仮称）」に規定する事項（案）への意見募集について

福岡市では、良好で持続可能な地域コミュニティの形成を図ることを目的とする「福岡市共創による地域コミュニティ活性化条例（仮称）」の制定に向け検討を進めております。

このたび、この条例に規定する事項の案をとりまとめましたので、事項案（4～5頁）に対する市民の皆様のご意見を募集します。

1 福岡市の地域コミュニティ

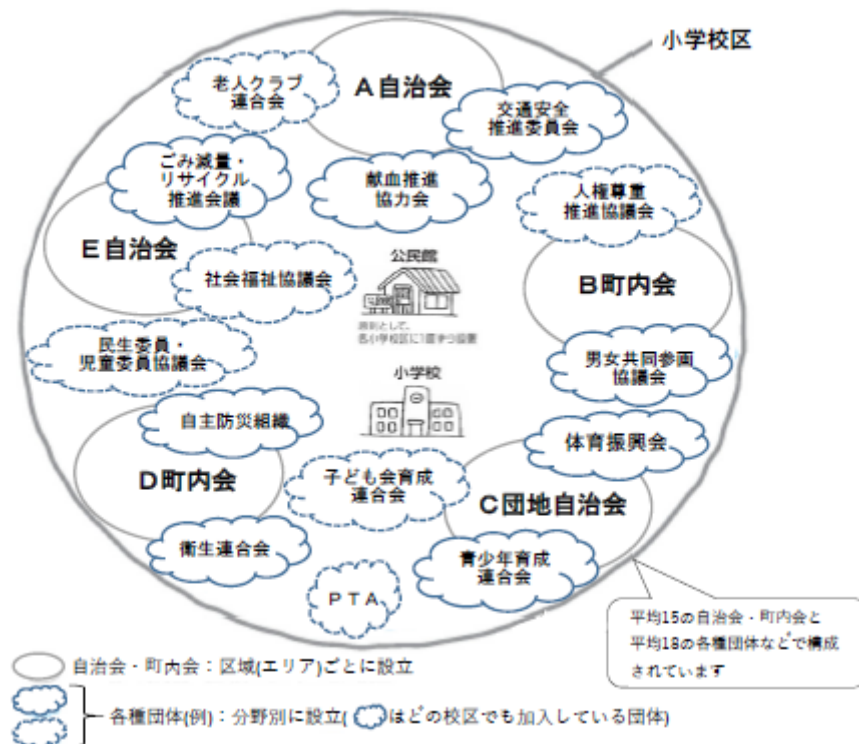
(1) 自治協議会と自治会・町内会

自治協議会は、原則として小学校区を単位とし、防犯・防災、子ども、環境、福祉など、様々な事柄について住民が話し合いながら、校区を運営する自治組織です（名称は、校区により異なります）。

校区内の自治会・町内会のほか、校区で分野ごとに活動を行っている団体などで構成されています。

平成 16 年度に福岡市独自の制度として創設し、現在はすべての校区で設立され、市と共にまちづくりを進めています。

自治協議会の構成（イメージ）



また、自治会・町内会は、住みよいまちづくりを目的に、一定の地域を単位として組織される、住民にもっとも身近な自治組織です。

(2) 共創（きょうそう）のまちづくり

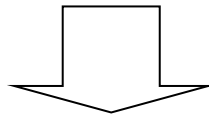
平成 28 年度からは、自治協議会と市がパートナーとして、企業や商店街、NPO、大学など様々な主体と地域の未来を共に創る「共創」のまちづくりを推進しています。

2 地域コミュニティの果たす役割

- 高齢社会の進展や災害の激甚化や頻発化などから、福祉や防災など様々な分野で「共助」の重要性が改めて認識されており、市民の支え合いの基礎となる地域コミュニティが果たす役割への期待は高まっています。
- 市民一人ひとりが地域コミュニティの一員として顔の見える関係を築き、様々な人とつながり、認め合い、支え合うことは、自身の暮らしの安心や豊かさを得ることにもつながると考えます。

3 地域コミュニティの課題

- 市民の価値観や生活様式が多様化する中で、地域コミュニティへの関心の低下や住民同士のつながりの希薄化が見られ、自治協議会や自治会・町内会では、地域活動の参加者の固定化や役員の固定化・高齢化が課題となっています。
- 一部の団体において、運営の透明性が確保されていない、活動内容が住民に十分に伝わっていないことが、地域活動への理解や参加が進まない一因となっています。
- 自治会・町内会は、制度上明確な位置づけがない任意の組織であることから、加入呼びかけの妨げになっているとの声があります。



福岡市では、これらの現状と課題を踏まえ、今後さらに良好で持続可能な地域コミュニティづくりの取組みを進めていくにあたり、**地域コミュニティに関する基本的な事項を定め、市民と共有することが必要**であると考え、条例の制定を検討しています。

[参考]「共創のまちづくり推進検討委員会」(※)における意見(報告書より抜粋)

※自治協議会会長、自治会・町内会長、公民館長、地域活動実践者、企業やNPOの代表者、学識経験者で構成され、持続可能な地域コミュニティの実現に向けた検討を行うために設置。

地域コミュニティの価値を守り、継承していくためには、まずは市民等に「地域コミュニティの価値の共有」を図る必要があります。市においては、以下のような取組みが必要と考えます。

- ③ 地域コミュニティの果たす役割を条例などにより位置づけ
 - ・地域コミュニティの価値や基本理念を確認し、市民の共通理解となるような基盤をつくる。

4 条例に規定する事項（案）の概要 ※全文を4～5頁に掲載

1 目的

共創による地域コミュニティの活性化について、基本理念を定め、市民や自治会・町内会、自治協議会、事業者及び学校の役割や、市の責務を明らかにすることで、地域における自主的な取組みを促進するとともに、地域コミュニティの固有の価値を共有し、良好で持続可能な地域コミュニティの形成を図ることを目的とします。

2 定義

地域コミュニティを「一定の区域内における市民や自治会・町内会、自治協議会、事業者及び学校（以下「市民等」）のつながりを基礎とする社会」とします。

3 基本理念

共創による地域コミュニティの活性化について、3つの基本理念を定めます。

4 各主体の役割

共創による地域コミュニティの活性化には、市民等がそれぞれの役割を認識し、地域コミュニティの一員として、地域活動に取り組むことが重要であることから、市民等の役割を定めます。

5 市の責務

市も地域コミュニティの一員として、その活性化に向け、取り組むべき責務を定めます。

(※以下、今回の意見募集の対象)

「福岡市共創による地域コミュニティ活性化条例（仮称）」に規定する事項（案）

1 目的

この条例は、共創による地域コミュニティの活性化に関し、基本理念を定め、市民、町内会等、自治協議会、事業者及び学校の役割並びに市の責務を明らかにすることにより、地域における自主的な取組みを促進するとともに、地域コミュニティの固有の価値を共有し、もって良好で持続可能な地域コミュニティの形成を図ることを目的とする。

2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会等 町内会、自治会その他一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であって、良好な地域コミュニティの維持及び形成に資することを主たる目的とするものをいう。
- (2) 自治協議会 町内会等のほか、防災、防犯その他の分野ごとに活動する組織等により構成される団体であって、原則として小学校の通学区域ごとに設立されるものをいう。
- (3) 事業者 事業を行う法人その他の団体及び当該事業を行う個人をいう。
- (4) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条第1項に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。
- (5) 市民等 市民、町内会等、自治協議会、事業者及び学校をいう。
- (6) 地域コミュニティ 一定の区域内における市民等のつながりを基礎とする社会をいう。
- (7) 地域活動 良好で持続可能な地域コミュニティの維持及び形成に資する活動であって、当該地域コミュニティ内の共通の利益の増進に寄与するものをいう。
- (8) 共創 市民等及び市がそれぞれの役割と責務を果たしながら、対等な立場で協力して、共に創ることをいう。

3 基本理念

共創による地域コミュニティの活性化は、次に掲げる基本理念に基づき行うものとする。

- (1) 平時からの支え合いや助け合いにより生まれる安心感、顔の見える関係から生まれる豊かな暮らし、自らの手による地域づくりという地域コミュニティの固有の価値を共有し、次代に継承していくこと。
- (2) 市民等が地域コミュニティに関心を持ち、その一員として当該地域コミュニティの身近な課題及び将来について考え、地域活動に取り組むこと。
- (3) 市民等の多様性及び自主性が最大限に尊重されること。

4 市民の役割

市民は、自らが暮らす地域コミュニティに関心を持ち、その一員として、それぞれの状況に応じ、自主的に地域活動に取り組むよう努めるものとする。

5 町内会等の役割

- (1) 町内会等は、市民に最も身近な自治組織として、当該町内会等の区域における市民のつながりや支え合いを促進するよう努めるものとする。
- (2) 町内会等は、民主的かつ透明性のある運営に努めるとともに、市民が運営や活動に参加しやすい環境づくりに努めるものとする。

6 自治協議会の役割

- (1) 自治協議会は、当該自治協議会の区域における良好な地域コミュニティの維持及び形成に努めるものとする。
- (2) 自治協議会は、町内会等のほか、防災、防犯その他の分野ごとに活動する組織等が互いに協力しながら円滑に活動できる環境づくりに努めるものとする。
- (3) 自治協議会は、民主的かつ透明性のある自律した運営に努めるものとする。

7 事業者の役割

事業者は、地域コミュニティの一員として、その活性化のために、本来の活動に支障のない範囲内において、自らの有する人材や資源の活用を努めるものとする。

8 学校の役割

学校は、地域コミュニティの一員として、その活性化のために、本来の活動に支障のない範囲内において、専門的な知識若しくは技術、教育若しくは研究の成果等を地域コミュニティに還元し、又は施設の地域開放を進めるよう努めるものとする。

9 市の責務

- (1) 市は、3に規定する基本理念にのっとり、地域コミュニティの活性化のために必要な施策を策定し、及び実施するものとする。
- (2) 市は、共創による地域コミュニティの活性化における市民等の重要性について必要な広報及び啓発を図るものとする。
- (3) 市は、(1)に規定する施策の策定及び実施に当たっては、市民等の自主性を尊重するものとする。
- (4) 市は、事務事業の実施に関し町内会等及び自治協議会に協力を求めるときは、関係部署で連携し、負担が過重とならないようにしなければならない。
- (5) 市は、職員が地域コミュニティの一員であるとの認識を持ち、常に市民目線で考え行動する姿勢を養うため、職員に対し地域コミュニティに対する理解を深めるための研修を実施するとともに、地域活動への自主的な参加を促進するものとする。

意見提出用紙**「福岡市共創による地域コミュニティ活性化条例（仮称）」に規定する事項(案)について**

- ・氏名、住所を必ず記載して下さい。（記載のないものは受付できません）

ふりがな	
氏名(必須)	
住所(必須)	

・() ページの () 番 () について

() ページ中 () ページ

令和 4 年 1 月 2 1 日 (金) 必着

- 郵送 〒810-8620 (住所不要) 福岡市 市民局 コミュニティ推進課
- ファックス 092-733-5595
- 電子メール community.CAB@city.fukuoka.lg.jp (件名を「パブコメ」としてください)

- ・意見提出は、郵送、ファクシミリ、電子メールのほか次の場所への持参でも受け付けます。

情報プラザ（市役所 1 階）、情報公開室（同 2 階）、各区役所情報コーナー、早良区入部出張所、西区西部出張所、各区地域支援課、市民局コミュニティ推進課（市役所 7 階）

※情報プラザのみ土日祝（午前 9 時～午後 8 時まで）もご利用できます。

情報プラザの休館日：12 月 29 日から 1 月 3 日

・() ページの () 番 () について

・() ページの () 番 () について